

現行減免措置一覧表(固定資産税・都市計画税)

減免内容		目的	減免適用割合			H23減免実績		
			土地 %	家屋 %	償却 %	納税 義務者数	減免額 (千円)	
条例第71条第1項	第1号	仮換地指定前に使用収益できない土地	使用収益できないもの	100	-	-	24	5,934
	第2号	仮換地に他人の工作物等がある土地	使用収益できないもの	100	-	-	73	26,014
	第3号	過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭清算される土地	使用収益できないもの	100	-	-	2	20
	第4号	公共事業実施のため使用収益できない土地	使用収益できないもの	100	-	-	2	4,059
	第5号	生活扶助受給者所有の土地・家屋	担税力考慮	100	100	-	1,068	16,026
	第6号	低所得者所有の土地・家屋	担税力考慮	50	50	-	1,098	8,669
	第7号	道路予定地	使用収益できないもの	100	-	-	0	0
	第8号	本市が取得した固定資産	使用収益できないもの	100	100	100	181	35,904
	第9号	本市事業により移転補償の対象となった固定資産	使用収益できないもの	100	100	100	14	290
	第10号	大阪市土地開発公社取得	使用収益できないもの	100	100	100	1	64
	第11号	大阪市土地開発公社移転補償	使用収益できないもの	100	100	100	2	79
	第12号	物納の許可を受けた固定資産	使用収益できないもの	100	100	100	3	741
	第13号	沈没船舶	天災等	-	-	100	0	0
条例第71条第2項	災害により損害を受けた固定資産	天災等	損害の程度による	損害の程度による	損害の程度による	143	4,508	
規則第4条の3	第1号	労働組合が専らその用に供する固定資産	勤労者福祉	100	100	100	45	28,469
	第2号	地域振興会が本来の用に供する固定資産	地域社会	100	100	100	430	63,965
	第3号	一定の条件を満たしているマンション集会所	地域社会	-	100	-	21,569	20,814
	第4号	児童遊園の用に供する固定資産	児童育成	100	100	100	21	26,136
	第5号	一定の条件を満たしているマンションの児童の遊び場	児童育成	67	-	-	49,745	17,384
	第6号	救急医療機関所有の病院・診療所	公衆衛生	-	10	10	103	61,012
	第7号	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設	公衆衛生	-	-	100	1	4,219
	第8号	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設	公衆衛生	-	50	30	2	7,746
	第9号	非課税となる診療施設のための看護師宿舎	公衆衛生	-	75	-	2	3,195
	第10号	老人憩の家	福祉	100	100	100	256	64,607
	第11号	学校法人以外の幼稚園	児童育成	100	100	100	13	8,070
	第12号	障がい者小規模作業所等	福祉	100	100	100	19	2,609
	第13号	障がい者職業能力開発訓練施設	福祉	100	100	100	1	2,022
	第14号	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等	福祉	100	100	-	24	36,785
	第15号	公衆浴場	公衆衛生	67	67	67	1,035	152,823
	第16号	中小企業会館	経済活性	-	70	-	22	5,533
	第17号	研究開発型産業高度化促進施設	経済活性	-	50	50	2	1,675
	第18号	地域産業集積活性化対策施設	経済活性	-	50	50	2	2,030
	第19号	公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設	国際理解	-	100	100	2	29,097
	第20号	公益社団法人・公益財団法人所有の公害健康被害検査施設	公衆衛生	-	80	30	2	983
	第21号	公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設	勤労者福祉	100	100	100	6	11,698
	第22号	公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設	児童育成	100	100	-	3	1,580
	第23号	能楽堂・能舞台	文化・芸術	50	50	-	4	3,602
	第24号	都市計画自動車ターミナル	国土利用	-	50	-	1	14,252
	第25号	領事館	国際理解	100	100	100	1	1,655
	第26号	在日外国人のための公民館的施設	地域社会	100	100	100	72	25,671
	第27号	公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設	国政運営	-	50	50	1	564
	第28号	土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地	国土利用	100	-	-	3	2,186

現行減免措置一覧表(固定資産税・都市計画税)

減免内容	目的	減免適用割合			H23減免実績		
		土地 %	家屋 %	償却 %	納税 義務者数	減免額 (千円)	
規則第4条の3 第29号	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設	地域社会	-	67*1	67*1	12	1,360
	本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設	地域社会	-	67	67	15	1,855
	苅田土地改良記念会館	地域社会	67*1	67*1	67*1	3	6,580
	平野区画整理記念会館	地域社会	67*1	67*1	67*1	3	10,828
	瓜破会館及び瓜破西会館	地域社会	67	67	67	3	4,089
	大阪沖繩会館	地域社会	-	50	-	1	356
	大阪弁護士会館	消費者利益	100*2	100*2	100*2	3	30,947
	司法書士会館	消費者利益	-	100	-	1	2,201
	柔道整復師会館	公衆衛生	100*2	100*2	100*2	3	617
	府医師会館	公衆衛生	100*2	100*2	100*2	4	11,883
	府歯科医師会館	公衆衛生	100*2	100*2	100*2	3	5,029
	府道高速大阪東大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分	国土利用	100	-	-	1	11,917
	オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋	国土利用	-	100	-	1	23,513
	中沢記念野球会館(高校野球連盟)	教育スポーツ	-	70	-	1	1,685
	講道館 大阪国際柔道センター	教育スポーツ	30	100	-	2	1,617
	住吉武道館	教育スポーツ	100	100	100	3	3,621
	大阪ドーム(スタジアム部分)	文化・芸術	-	100	100	3	229,703
	天満・天神繁昌亭	文化・芸術	50	50	50	4	1,486
計						76,064	1,051,977

「減免適用割合」欄について

※ 減免適用対象資産でない場合は「-」表示している。

※1 公共的部分については100%。

※2 用途により適用割合が変わる。

「H23減免実績」欄について

※ 納税義務者数は、区別資産別にカウントしている。